

Lenovo 製品の特定貨物 該・非判定について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記 Lenovo 製品につきましては、「輸出貿易管理令別表第一」および「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」に規定されている規制値および特性等に基づき検討いたしました結果、輸出貿易管理令別表第一の1項から15項に記載されている特定の種類の貨物には該当しないことが判明いたしましたので、お知らせいたします。

記

モニター

Lenovo Monitors

ECCN No EAR99

判定結果:対象外

また、これらの製品は、キャッチオール規制の対象である輸出貿易管理令別表第一の16項に該当いたしますので、輸出に際しましては客観要件等のキャッチオール規制で定められている要件に照らしてご処理下さるようお願いいたします。

以上

※当製品は、米国輸出管理法の適用を受けますので、米国政府の定める禁輸国/テロ支援国に輸出する場合は、米国政府の許可を要しますので、ご注意下さい。

2024年02月01日施行の法令に対応